

広島県告示第七百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名称	名称	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	事務所	
	大竹市本町二丁目九番四号	医療法人社団 親和会やまと病院	大竹市元町一丁目一番五号	平成一八年六月三〇日
	医療法人社団 親和会			